公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

2026 年 10 月 16 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　青木　由行

1　業務概要

⑴業務名　執務環境向上に係るオフィス内装基本・実施設計

⑵業務内容

本業務は、首都高速道路株式会社（以下、「当社」という。）における執務環境向上に係るオフィスの内装基本・実施設計等を行うものである。

＜業務内容＞

①内装基本・実施設計

イ　想定オフィス

・建物所在地：東京都内
・設計対象面積：約 5,600 ㎡
・天井高さ：2,900㎜
・床荷重：一般部約 4,500N/㎡、ヘビーデューティーゾーン約 9,500N/㎡
・OA フロア：100㎜程度
・照明：LED 600㎜程度のグリッド式天井
・空調設備：セントラル空調（単一ダクト VAV 方式）及びペリメーター空調（個別空調等）の併用、自然換気装置（レバー作動式）

ロ　設計条件

・想定オフィスにおけるテナント専有部工事（C 工事）のための内装設計（什器配置含む）、各種設備（什器本体、AV、TEL、LAN、TV、各種セキュリティ設備）他の基本・実施設計及び事業主指定施工の工事(B 工事)のための内装設計、防災設備、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備他の基本設計を行うものである。なお、B 工事にかかる実施設計は、事業主指定設計者による実施となるため、本設計には含まない。
・什器本体の具体な選定、その他の災害対策室等に関する設備等については設計対象外とする。

ハ　設計概要（内装、防災設備、電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備）

・設計要求内容、設計方針、必要諸室及び面積等の諸条件整理
・執務室向上に係るオフィスのコンセプトシート及びレイアウトプラン及びイメージパースの提案
・関係法条例、想定されるビルオーナー要求事項（内装設計指針、全館避難安全性能評価に関するマニュアル）等の諸条件整理
・各種行政協議(消防協議等)
・B 工事及び C 工事に係る基本設計図書（平面図、天井伏図、展開図、断面図、防災設備図、電気設備図、空気調和設備図、給排水衛生設備図等）の作成
・C 工事に係る実施設計図面（平面図、天井伏図、展開図、断面図、仕上表、壁リスト、建具表、平面詳細図、防災設備図、電気設備図、空気調和設備図、給排水衛生設備図等）の作成
・全館避難安全性能評価に関する想定されるビルオーナー指定の確認資料（チェックシー

ト及びチェック図等）の作成（基本設計時、実施設計時共）
・C 工事に係る工事費内訳書、工事工程表等の作成
・その他、打合せ・対外説明時等に必要な書類の作成
・なお、上記の設計に当たっては、別途発注業務である「執務環境に係る現状分析等支援業務」にて取りまとめを予定している執務環境の設計レポート（必要面積算定表、機能別空間配置案、配置検証用レイアウト図等）を参考にすることとし、必要に応じて当該業務との調整を図ること。

②工事等支援業務

イ　業務概要

・テナント専有部工事（C 工事）における工事等支援業務
・本設計における工事等支援業務とは、令和六年国土交通省告示第八号に定める「２.工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち「一.工事監理に関する標準業務」に基づく以下の a)～f)に示す業務である。
 a）工事監理方針の説明等
 b）設計図書の内容の把握等
 c）設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
 d）工事と設計図書との照合及び確認
 e）工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
 f）工事監理報告書等の提出

なお、工事監理における仕様書は、国土交通省の建築工事監理業務委託共通仕様書を参考とする。

⑶履行期間

契約締結日の翌日から７２０日間

⑷その他

①本業務は、提出された技術提案書を審査した結果、技術提案書の評価点が 70 点以上の者の中で最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（簡略手続タイプ）の対象業務である。
②本業務は、見積等を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては４⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。
③本業務は、管理技術者の経験の少ない技術者を「管理技術者」として配置し、管理技術者の経験のある者を「管理補助技術者」として擁立可能とする、担い手の育成支援を目的とした試行業務である。
④本業務は、BIM/CIM（Building/ Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的として実施する BIM/CIM 対象業務である。
⑤その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格

⑴首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成 23 年準則第１号）第 73 条の規定に該当しない者であること。

⑵首都高速道路株式会社における 2025・2026 年度競争参加資格の「建築設計」の認定を受けている者であること。

⑶参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（詳細は「資本関係・人的関係がある者同士の競争参加制限について（https://www.shutoko.co.jp/business/system/bid/restrictions/）」に記載）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計業務請負現場説明書の説明事項１⑾イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

⑷業務実施上の条件

①法人に必要とされる業務の実績

当該業務に参加希望する法人は、2016 年度以降に延床面積 5,000 ㎡以上の建築物において以下に示されるイ～二のいずれかの設計業務を完了した実績を有すること。

イ　建築（建築基準法第二条第１項第十三号）に関する設計業務

ロ　大規模な修繕（同法同条同項第十四号）に関する設計業務

ハ　大規模な模様替え（同法同条同項第十五号）に関する設計業務

二　建築基準法第六条又は第六条の２にかかる建築確認申請を不要とするもののうち、建築基準法及び消防法等の法適合確認が必要な内装工事又は内装改修工事に関する設計業務

なお、イ～ハは、執務室の内装設計が含まれるものに限る。

また、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

②予定管理技術者に必要とされる要件

イ　技術者資格（予定管理技術者）

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

なお、外国資格を有する技術者（我が国及び WTO 政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

ロ　業務実績（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）

2016 年度以降に完了した、以下に示される同種又は類似業務について、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社が発注した業務においては調査・設計業務成績評定通知書によって通知された業務評定点（総合評定点）が 60 点未満のものを除く。

同種業務：延床面積 5,000 ㎡以上の建築物において、以下に示されるいずれかに該当する設計業務

a）建築（建築基準法第二条第１項第十三号）に関する設計業務

b）大規模な修繕（同法同条同項第十四号）に関する設計業務

c）大規模な模様替え（同法同条同項第十五号）に関する設計業務

d）建築基準法第六条又は第六条の２にかかる建築確認申請を不要とするもののうち、建築基準法及び消防法等の法適合確認が必要な内装工事又は内装改修工事に関する設計業務

なお、a)～c)は、執務室の内装設計が含まれるものに限る。

類似業務：延床面積 2,500 ㎡以上の建築物において、以下に示されるいずれかに該当する設計業務

a）建築（建築基準法第二条第１項第十三号）に関する設計業務

b）大規模な修繕（同法同条同項第十四号）に関する設計業務

c）大規模な模様替え（同法同条同項第十五号）に関する設計業務

d）建築基準法第六条又は第六条の２にかかる建築確認申請を不要とするもののうち、建築基準法及び消防法等の法適合確認が必要な内装工事又は内装改修工事に関する設計業務

なお a)～c)は、執務室の内装設計が含まれるものに限る。

ハ　手持ち業務量（予定管理技術者））

2026 年 10 月 16 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む。）において、管理技術

者又は担当技術者となっている契約金額が 500 万円以上の業務の契約金額の合計が５億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

なお、手持ち業務が複数年契約の業務の場合には、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。

【手持ち業務量が超過した場合】

2026 年 10 月 16 日以降契約締結日まで及び履行期間中、管理技術者の手持ち業務量（本業務を含まない）が契約金額で５億円又は契約件数で 10 件を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合は、当該管理技術者を交代させる等の措置を請求する場合がある。

なお、変更後の管理技術者は以下の要件をすべて満たす者とする。

a）当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
b）当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
c）当該管理技術者と同等以上の業務評定点を有する者
d）手持ち業務量が上記で定めた制限量を超えていない者

⑸参加表明書の提出期限の日から見積開封のときまでに、当社から競争参加停止措置準則（平成 17 年準則第 22 号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

3　技術提案書の評価基準

⑴技術提案書による評価

①予定管理技術者の年齢、管理技術者としての業務経験回数及び予定管理補助技術者の配置
②予定管理技術者及び予定担当技術者の技術資格
③予定管理技術者（管理補助技術者を配置する場合は管理補助技術者）及び予定担当技術者の同種類似業務の実績
④予定管理技術者及び予定担当技術者の手持ち業務量

⑵ 配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①ヒアリング対象者
イ　予定管理技術者
ロ　予定管理補助技術者（配置する場合）
②評価項目
イ　専門技術力の確認
ロ　業務への取組姿勢の評価
ハ　コミュニケーション力の評価

4　手続等

⑴担当部局

首都高速道路株式会社財務部契約課
〒100-8930
東京都千代田区霞が関１－４－１（日土地ビル８階）
TEL：03-3539-9319

⑵現場説明書・技術提案書作成要領等の交付期間及び方法

①交付期間：2026 年 10 月 16 日（金）午前 10 時から 2026 年 11 月 12 日（木）正午まで
②方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。
・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
（https://www.shutoko.co.jp/business/search/）
③交付資料のダウンロード操作手順：
上記サイトにて、該当業務の交付資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先 URL 及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロード

する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R 等の配布）により無償で交付するので、上記⑴の担当課まで申し出ること。

⑶参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

①電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：2026 年 10 月 16 日（金）午前 10 時から
2026 年 11 月 12 日（木）正午まで

技術提案書

〈持参の場合〉

・受付期間：2026 年 10 月 16 日（金）午前 10 時から 2026 年 11 月 12 日（木）正午までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前 10 時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

・受付場所　：　上記４⑴に同じ。

〈郵送の場合〉

・受付期間：2026 年 10 月 16 日（金）から 2026 年 11 月 11 日（水）まで

・郵送方法：書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。なお、郵送提出する旨を事前に上記４⑴に記載の担当部局まで連絡すること。

・郵 送 先：　上記４⑴に同じ。

②紙入札による場合

参加表明書及び技術提案書

〈持参の場合〉

受付期間及び受付場所は、上記４⑶①〈持参の場合〉のとおり。

〈郵送の場合〉

受付期間、郵送方法及び郵送先は、上記４⑶①〈郵送の場合〉のとおり。

５　その他

⑴手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵契約書の作成要否　要（本件は電子契約を推奨する。）

⑶関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑷技術提案書のヒアリングを行う。

⑸電子入札システムの稼動時間は、休日を除く午前８時から午後 10 時まで。

⑹障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク　電話　0570-021-777

（平日のみ午前９時から午後５時 30 分まで（正午から午後１時までを除く。））

Mail　：　sys-e-cydeenasphelp.rx@hitachi-systems.com

⑺見積参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで見積参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。

⑻本掲示に関して詳細不明な点については、上記４⑴に掲げる担当課に照会すること。

⑼詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。